

改 正 案	現 行
<p>第七条 病院を開設しようとするとき、<u>医師法</u>（昭和二十三年法律第二百一号）第十六条の四第一項の規定による登録を受けた者（以下「臨床研修修了医師」という。）及び歯科医師でない者が診療所を開設しようとするとき、又は助産婦でない者が助産所を開設しようとするときは、開設地の都道府県知事（診療所又は助産所にあつては、その開設地が保健所を設置する市又は特別区の区域にある場合においては、当該保健所を設置する市の市長又は特別区の区長。第八条から第九条まで、第十二条、第十五条、第十八条、第二十四条及び第二十七条から第三十条までの規定において同じ。）の許可を受けなければならない。</p> <p>2 病院を開設した者が、病床数、次の各号に掲げる病床の種別（以下「病床の種別」という。）その他厚生労働省令で定める事項を変更しようとするとき、又は臨床研修修了医師及び歯科医師でない者で診療所を開設したもの若しくは助産婦でない者で助産所を開設したものが、病床数その他厚生労働省令で定める事項を変更しようとするときも、厚生労働省令で定める場合を除き、前項を除き、前項と同様とする。</p>	<p>第七条 病院を開設しようとするとき、<u>医師及び歯科医師でない者が診療所を開設しようとするとき、又は助産婦でない者が助産所を開設しようとするときは、開設地の都道府県知事（診療所又は助産所にあつては、その開設地が保健所を設置する市又は特別区の区域にある場合においては、当該保健所を設置する市の市長又は特別区の区長。第八条から第九条まで、第十二条、第十五条、第十八条、第二十四条及び第二十七条から第三十条までの規定において同じ。）の許可を受けなければならない。</u></p> <p>2 病院を開設した者が、病床数、次の各号に掲げる病床の種別（以下「病床の種別」という。）その他厚生労働省令で定める事項を変更しようとするとき、又は医師及び歯科医師でない者で診療所を開設したもの若しくは助産婦でない者で助産所を開設したものが、病床数その他厚生労働省令で定める事項を変更しようとするときも、厚生労働省令で定める場合を除き、前項と同様とする。</p>
一五 (略)	一五 (略)

第八条 臨床研修修了医師、歯科医師又は助産婦が診療所又は助産所を開設したときは、開設後十日以内に、診療所又は助産所所在地の都道府県知事に届け出なければならない。

第十条 病院又は診療所の開設者は、その病院又は診療所が医業をなすものである場合は臨床研修修了医師に、歯科医業をなすものである場合は歯科医師に、これを管理させなければならぬ。

2 病院又は診療所の開設者は、その病院又は診療所が、医業及び歯科医業を併せ行うものである場合は、それが主として医業を行うものであるときは臨床研修修了医師に、主として歯科医業を行うものであるときは歯科医師に、これを管理させなければならない。

第三十五条 厚生労働大臣又は都道府県知事は、公的医療機関の開設者又は管理者に対して、次の事項を命ずることができる。

一 (略)

二 医師法第十二条第二号若しくは歯科医師法（昭和二十三年法律第二百二号）第十二条第二号の規定による実地修練又は医師法第十六条の二第一項若しくは歯科医師法第十六条の二第一項の規定による臨床研修を行わせるのに必要な条件を整備すること。

第八条 医師、歯科医師又は助産婦が診療所又は助産所を開設したときは、開設後十日以内に、診療所又は助産所所在地の都道府県知事に届け出なければならない。

第十条 病院又は診療所の開設者は、その病院又は診療所が医業をなすものである場合は医師に、歯科医業をなすものである場合は歯科医師に、これを管理させなければならない。

第三十五条 厚生労働大臣又は都道府県知事は、公的医療機関の開設者又は管理者に対して、次の事項を命ずることができる。

一 (略)

二 医師法（昭和二十三年法律第二百一号）第十二条第二号若しくは歯科医師法（昭和二十三年法律第二百二号）第十二条第二号の規定による実地修練又は医師法第十六条の二第一項若しくは歯科医師法第十六条の二第一項の規定による臨床研修を行わせるのに必要な条件を整備すること。

2

(略)

2

(略)

（傍線の部分は改正部分）

改 正 案

現 行

第七条 病院を開設しようとするとき、医師法（昭和二十三年法律第二百一号）第十六条の四第一項の規定による登録を受けた者（以下「臨床研修修了医師」という。）及び歯科医師法（昭和二十三年法律第二百二号）第十六条の四第一項の規定による登録を受けた者（以下「臨床研修修了歯科医師」という。）でない者が登録を受けた者（以下「臨床研修修了歯科医師」という。）でない者が診療所を開設しようとするとき、又は助産婦でない者が助産所を開設しようとするときは、開設地の都道府県知事（診療所又は助産所にあつては、その開設地が保健所を設置する市又は特別区の区域にある場合においては、当該保健所を設置する市の市長又は特別区の区長。第八条から第九条まで、第十二条、第十五条、第十八条、第二十四条及び第二十七条から第三十条までの規定において同じ。）の許可を受けなければならぬ。

2 病院を開設した者が、病床数、次の各号に掲げる病床の種別（以下「病床の種別」という。）その他厚生労働省令で定める事項を変更しようとするとき、又は臨床研修修了医師及び臨床研修修了歯科医師でない者で診療所を開設したもの若しくは助産婦でない者で助産所を開設したものが、病床数その他厚生労働省令で定める事項を変更しようとするときも、厚生労働省令で定める場合

第七条 病院を開設しようとするとき、医師法（昭和二十三年法律第二百一号）第十六条の四第一項の規定による登録を受けた者（以下「臨床研修修了医師」という。）及び歯科医師でない者が診療所を開設しようとするとき、又は助産婦でない者が助産所を開設しようとするときは、開設地の都道府県知事（診療所又は助産所にあつては、その開設地が保健所を設置する市又は特別区の区域にある場合においては、当該保健所を設置する市の市長又は特別区の区長。第八条から第九条まで、第十二条、第十五条、第十八条、第二十四条及び第二十七条から第三十条までの規定において同じ。）の許可を受けなければならない。

2 病院を開設した者が、病床数、次の各号に掲げる病床の種別（以下「病床の種別」という。）その他厚生労働省令で定める事項を変更しようとするとき、又は臨床研修修了医師及び歯科医師でない者で診療所を開設したもの若しくは助産婦でない者で助産所を開設したものが、病床数その他厚生労働省令で定める事項を変更しようとするときも、厚生労働省令で定める場合

で定める場合を除き、前項と同様とする。

一五 (略)

三五 (略)

を除き、前項と同様とする。

一五 (略)

三五 (略)

第八条 臨床研修修了医師、臨床研修修了歯科医師又は助産婦が診療所又は助産所を開設したときは、開設後十日以内に、診療所又は助産所又は助産所所在地の都道府県知事に届け出なければならない。

第十一条 病院又は診療所の開設者は、その病院又は診療所が医業をなすものである場合は臨床研修修了医師に、歯科医業をなすものである場合は臨床研修修了歯科医師に、これを管理させなければならない。

2 病院又は診療所の開設者は、その病院又は診療所が、医業及び歯科医業を併せ行うものである場合は、それが主として医業を行うものであるときは臨床研修修了医師に、主として歯科医業を行うものであるときは臨床研修修了歯科医師に、これを管理させなければならない。

第十一条 病院又は診療所の開設者は、その病院又は診療所が医業をなすものである場合は臨床研修修了医師に、歯科医業をなすものである場合は歯科医師に、これを管理させなければならない。

2 病院又は診療所の開設者は、その病院又は診療所が、医業及び歯科医業を併せ行うものである場合は、それが主として医業を行うものであるときは臨床研修修了医師に、主として歯科医業を行うものであるときは歯科医師に、これを管理させなければならない。

第三十五条 厚生労働大臣又は都道府県知事は、公的医療機関の開設者又は管理者に対して、次の事項を命ずることができる。

一 (略)

二 医師法第十二条若しくは歯科医師法第十二条第二号の規定による実地修練又は医師法第十六条の二第一項若しく

第三十五条 厚生労働大臣又は都道府県知事は、公的医療機関の開設者又は管理者に対して、次の事項を命ずることができる。

一 (略)

二 医師法第十二条若しくは歯科医師法(昭和二十三年法律第二百二号)第十二条第二号の規定による実地修練又は

は歯科医師法第十六条の二第一項の規定による臨床研修を行わせるのに必要な条件を整備すること。

2
(略)

医師法第十六条の二第一項若しくは歯科医師法第十六条の二第一項の規定による臨床研修を行わせるのに必要な条件を整備すること。

2
(略)

（傍線の部分は改正部分）

改 正 案

現 行

第十六条の二 診療に従事しようとする医師は、二年以上、医学を履修する課程を置く大学に附属する病院又は厚生労働大臣の指定する病院において、臨床研修を受けなければならない。

2 4 (略)

第十六条の三 臨床研修を受けている医師は、臨床研修に専念し、その資質の向上を図るように努めなければならない。

第十六条の二 医師は、免許を受けた後も、二年以上大学の医学部若しくは大学附置の研究所の附属施設である病院又は厚生労働大臣の指定する病院において、臨床研修を行なうように努めるものとする。

2 4 (略)

第十六条の三 前条第一項に規定する病院の長は、当該病院において同条同項の規定による臨床研修を行なつた者があるときは、当該臨床研修を行なつた旨を厚生労働大臣に報告するものとする。

2 前条第四項の規定により同条第一項の厚生労働大臣の指定する病院とみなされた病院において同項の規定による臨床研修を行つた者は、当該臨床研修を行つた旨を厚生労働大臣に報告するものとする。

第十六条の四 厚生労働大臣は、第十六条の二第一項の規定による臨床研修を修了した者について、その申請により、臨床研修

を修了した旨を医籍に登録する。

2 厚生労働大臣は、前項の登録をしたときは、臨床研修修了登

録証を交付する。

第十六条の五 前条第一項の登録を受けようとする者及び臨床研修了登録証の書換交付又は再交付を受けようとする者は、実費を勘案して政令で定める額の手数料を納めなければならない。

第十六条の六 この章に規定するもののほか、第十六条の二第一項の指定、第十六条の四第一項の医籍の登録並びに同条第二項の臨床研修了登録証の交付、書換交付及び再交付に関する必要な事項は、厚生労働省令で定める。

第十六条の四 この章に規定するもののほか、第十六条の二第一項の指定並びに前条第一項及び第二項の報告に関する必要な事項は、厚生労働省令で定める。

（傍線の部分は改正部分）

改 正 案

現 行

第十六条の二 診療に従事しようとする歯科医師は、一年以上、
歯学若しくは医学を履修する課程を置く大学に附属する病院（歯
科医業を行わないものを除く。）又は厚生労働大臣の指定す
る病院若しくは診療所において、臨床研修を受けなければなら
ない。

254 (略)

第十六条の二 歯科医師は、免許を受けた後も、一年以上大学若
しくは大学の歯学部若しくは医学部の附属施設である病院（歯
科医業を行わないものを除く。）又は厚生労働大臣の指定する
病院若しくは診療所において、臨床研修を行うように努めるも
のとする。

254 (略)

第十六条の三 臨床研修を受けている歯科医師は、臨床研修に専
念し、その資質の向上を図るように努めなければならない。

第十六条の三 前条第一項に規定する病院又は診療所の長は、当
該病院又は診療所において同項の規定による臨床研修を行つた
者があるときは、当該臨床研修を行つた旨を厚生労働大臣に報
告するものとする。

2) 前条第四項の規定により同条第一項の厚生労働大臣の指定す
る病院又は診療所とみなされた病院又は診療所において同項の
規定による臨床研修を行つた者は、当該臨床研修を行つた旨を
厚生労働大臣に報告するものとする。

第十六条の四 厚生労働大臣は、第十六条の二第一項の規定によ
る臨床研修を修了した者について、その申請により、臨床研修
を修了した旨を歯科医籍に登録する。

21 厚生労働大臣は、前項の登録をしたときは、臨床研修修了登録証を交付する。

第十六条の五 前条第一項の登録を受けようとする者及び臨床研修修了登録証の書換交付又は再交付を受けようとする者は、実費を勘案して政令で定める額の手数料を納めなければならない。

第十六条の六 この章に規定するもののほか、第十六条の二第一項の指定、第十六条の四第一項の歯科医籍の登録並びに同条第二項の臨床研修修了登録証の交付、書換交付及び再交付に関する必要な事項は、厚生労働省令で定める。

第十六条の四 この章に規定するもののほか、第十六条の二第一項の指定並びに前条第一項及び第二項の報告に関する必要な事項は、厚生労働省令で定める。

（傍線の部分は改正部分）

	改 正 案	現 行
第四十三条	（略）	（略）
②・③	（略）	（略）
④ 第一項ノ給付（厚生労働大臣ノ定ムル療養ニ係ルモノヲ除クハ介護保険法（平成九年法律第百二十三号）第四十八条第一項第三号ニ規定スル指定介護療養施設サービスヲ行フ同法第七条第二十三項ニ規定スル療養病床等二入院中ノ者ニ対シテハ之ヲ為サズ	④ 第一項ノ給付（厚生労働大臣ノ定ムル療養ニ係ルモノヲ除クハ介護保険法（平成九年法律第百二十三号）第四十八条第一項第三号ニ規定スル指定介護療養施設サービスヲ行フ同法第七条第二十三項ニ規定スル療養型病床群等二入院中ノ者ニ対シテハ之ヲ為サズ	④ 第一項ノ給付（厚生労働大臣ノ定ムル療養ニ係ルモノヲ除クハ介護保険法（平成九年法律第百二十三号）第四十八条第一項第三号ニ規定スル指定介護療養型病床群（本項ニ於テ単ニテハ同項ニ規定スル病床ノ種別（本条ニ於テ単ニ病床ノ種別ト称ス）ヲ有スル診療所ニ付テハ同法第七条第二項ニ規定スル病床ノ種別（診療所ニ設置スル療養型病床群ニ係ル病床ニ付テハ同項ニ規定スル其ノ他ノ病床ト看做ス本条ニ於テ単ニ病床ノ種別ト称ス）毎ニ其ノ数ヲ定メテ之ヲ行フモノトス）
③ （略）		
④ 都道府県知事第二項ノ病院又ハ診療所ニ付保険医療機関ノ指定ノ申請アリタル場合ニ於テ左ノ各号ノ一二該当スルトキハ其	③ （略）	（略）

ノ申請ニ係ル病床ノ全部又ハ一部ヲ除キテ其ノ指定ヲ行フコトヲ得

一 当該病院又ハ診療所ノ医師、歯科医師、看護婦其ノ他ノ従業者ノ人員ガ医療法第二十一条第一項第一号又ハ第二項第一号ニ規定スル厚生労働省令ノ定ムル員数ヲ勘案シテ厚生労働大臣ノ定ムル基準ニ依リ算定シタル員数ヲ満タサザルトキ

二 当該申請ニ係ル病床ノ種別ニ応ジ医療法第七条の二第一項ニ規定スル地域ニ於ケル保険医療機関ノ病床ノ数ガ其ノ指定ニ依リ同法第三十条の三第一項ニ規定スル医療計画ニ於テ定ムル基準病床数ヲ勘案シテ厚生労働大臣ノ定ムル所ニ依リ算定シタル数ヲ超ユルコトトナルト認ムル場合（其ノ数ヲ既ニ超エタル場合ヲ含ム）ニシテ当該病院又ハ診療所ノ開設者又ハ管理者ガ同法第三十条の七ノ規定ニ依ル都道府県知事ノ勧告ヲ受ケ之ニ從ハザルトキ

三・四 (略)

5
5
10 (略)

ノ申請ニ係ル病床ノ全部又ハ一部ヲ除キテ其ノ指定ヲ行フコトヲ得

一 当該病院又ハ診療所ノ医師、歯科医師、看護婦其ノ他ノ従業者ノ人員ガ医療法第二十一条第一項第一号若ハ第一号の二又ハ第二項第一号ニ規定スル厚生労働省令ノ定ムル員数ヲ勘案シテ厚生労働大臣ノ定ムル基準ニ依リ算定シタル員数ヲ満タサザルトキ

二 当該申請ニ係ル病床ノ種別ニ応ジ医療法第七条の二第一項ニ規定スル地域ニ於ケル保険医療機関ノ病床ノ数ガ其ノ指定ニ依リ同法第三十条の三第一項ニ規定スル医療計画ニ於テ定ムル必要病床数ヲ勘案シテ厚生労働大臣ノ定ムル所ニ依リ算定シタル数ヲ超ユルコトトナルト認ムル場合（其ノ数ヲ既ニ超エタル場合ヲ含ム）ニシテ当該病院又ハ診療所ノ開設者又ハ管理者ガ同法第三十条の七ノ規定ニ依ル都道府県知事ノ勧告ヲ受ケ之ニ從ハザルトキ

三・四 (略)

5
5
10 (略)

（傍線の部分は改正部分）

改 正 案	現 行
<p>第二十八条（略）</p> <p>② ⑥（略）</p> <p>⑦ 第一項第一号乃至第五号ノ給付（給付ノ中左ニ掲グル疾病又ハ負傷ニ関スルモノ及厚生労働大臣ノ定ムル療養ニ係ルモノヲ除ク）ハ介護保険法（平成九年法律第百二十三号）第四十八条 第一項第三号ニ規定スル指定介護療養施設サービスヲ行フ同法 第七条第二十三項ニ規定スル療養病床等ニ入院中ノ者ニ対シテハ之ヲ為サズ</p> <p>一・二（略）</p>	<p>第二十八条（略）</p> <p>② ⑥（略）</p> <p>⑦ 第一項第一号乃至第五号ノ給付（給付ノ中左ニ掲グル疾病又ハ負傷ニ関スルモノ及厚生労働大臣ノ定ムル療養ニ係ルモノヲ除ク）ハ介護保険法（平成九年法律第百二十三号）第四十八条 第一項第三号ニ規定スル指定介護療養施設サービスヲ行フ同法 第七条第二十三項ニ規定スル療養型病床群等ニ入院中ノ者ニ対シテハ之ヲ為サズ</p> <p>一・二（略）</p>

（傍線の部分は改正部分）

改 正 案

第五十四条（略）

2
（略）

3 第一項の給付（健康保険法第四十三条第四項に規定する厚生労働大臣の定める療養に係るものと除く。）は、介護保険法第四十八条第一項第三号に規定する指定介護療養施設サービスを行なう同法第七条第二十三項に規定する療養病床等に入院する者については、行わない。

現 行

第五十四条（略）

2
（略）

3 第一項の給付（健康保険法第四十三条第四項に規定する厚生労働大臣の定める療養に係るものと除く。）は、介護保険法第四十八条第一項第三号に規定する指定介護療養施設サービスを行なう同法第七条第二十三項に規定する療養型病床群等に入院している者については、行わない。